

## 第 11 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年11月25日 午後3時00分から4時10分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	早 坂 梨 央

- 4 議事録署名委員
  - 15番 高野 春夫 委員
  - 17番 鈴木 賢 委員

### 5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第4号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 土地の現況証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決

定について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について

議案第10号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

## 6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和3年第11回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、15番 高野委員、17番 鈴木委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第3項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項及び第2項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項につきましては、後ほど議案第2号において農地法第3条による所有権移転許可申請が、第2項につきましては、議案第10号においてあっせんの申出がそれぞれございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項及び第2項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項及び第2項については、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項及び第2項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第1項及び第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第2号第1項及び第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
高野委員から、調査報告をお願いいたします。

15番 11月17日に第1項の譲渡人であり第2項の譲受人とお話をしてまいりました。この方は、和牛を中心はずっと農業をやっておられる方で、一方、第1項の譲受人であり第2項の譲渡人は農機トラクターの整備士を経て、定年後に親の土地でかぼちゃを作って大々的にやっておられます。このお二人は叔父と甥の関係で本家分家でありまして、昔の区画ですから古川のほうで区切ったり、水田で細かく区切れたりして作りづらい土地ではあったのですが、高齢のため引退も考えているという時期でお互いに作りやすいような区画に持っていきましょうということの土地の移動でございます。金額的にも地域の平均を乱すこともない金額ですので許可相当であると判断いたしました。以上です。

議長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項及び第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項及び第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第3項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりです。農地法第3条第2項各号のうち、第5号の、2ヘクタールの下限面積に達しておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号に規定する、権利の取得後における耕作の事業が、草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められることから、例外許可事由にあたると思われます。以上です。

議 長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

1 番 11月17日に譲渡人のほうへ伺いましてお話を伺っております。今回の売買ですけれども、現在、住んでいる屋敷周りを整理したいということで木野農協の宅建のほうに相談したことからのスタートとなっております。譲受人につきましては、野菜等の経営をされております。今回は譲渡人の屋敷周りの中の農地の部分についての申請となっておりますが、裏手には山を抱えておりまして、地域の平均価格より安い金額ですが、山からの水が来て湿気地であり鹿もたくさん来るということで譲渡人がこの金額で構わないということで、こちらにはハウスも5棟ほど建っておりますが、あくまでも畑の価格ということで、双方、問題ないと言っておりますので、地域平均としても特段この部分に関しては乱すことはないと思われます。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第4項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第2号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
大西委員から調査報告をお願いいたします。

10番 譲渡人は、以前の河川改修の際に買収されずに残ってしまった土地を整理したいと考えておられまして、この機会に息子さんに贈与も行いたいということで出された案件でございます。息子さんは20年余り農業をされておりますので何ら問題はないと

判断いたしました。以上です。

議 長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
大西委員から、調査報告をお願いいたします。

10番 こちらの案件は貸主であるお父さまが息子さんへ経営移譲するために使用貸借の契  
約を結ぶというものでございます。何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

次に、議案第4号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第  
1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、先月の総会議案「音更町の農業の振興に関する計画」の策定

に従って家畜市場を建設するために、88,090.35平方メートルを農用地区域内農地及び農業用施設用地から除外するための諮問であります。

全9筆のうち、5,977.35平方メートルが農業用施設用地、残りは農用地区域内農地になります。「調査書」につきましては、4ページから6ページです。

なお、このあと議案第6号において、本件に関する農地法第5条の規定によります転用許可申請についてご審議をいただきます。以上です。

議 長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は経営規模拡大に伴い、新たに農機具格納庫を建設するもので、用地の選定にあたり、現有宅地・施設用地内にはそのスペースがないため、効率よく営農できる本申請地に建設するものです。

申請地については、別添「調査書」の11ページから13ページにあるとおりで、1,205平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の7ページから8ページにあるとおり農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第4条第6項のただし書きの例外許可事由にあたると思われまます。

一般基準につきましては、「調査書」の8ページから10ページにあるとおりで、資力・信用力については、金融機関から事業費相当額の残高証明書が提出されております。また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われまます。以上です。

議 長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から調査報告をお願いいたします。

4 番 10月13日に現地を見てまいりました。農機具が増加したことによって、既存の倉庫の西側に新たに格納庫を建設するということでもあります。必要最小限の面積での申請であり問題はないと思われまます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

本件につきましては、転用者が昭和牧場の一部を使用して、十勝川温泉を利用する観光客に、雪上を利用したアウトドアメニューを提供するため一時転用する計画であります。降雪後の雪上の利用のみで、土壌に影響は与えず、雪解け後はそのまま採草放牧地に戻ります。期間は、令和4年1月1日から令和4年2月28日までであります。

申請地については、別添「調査書」の18ページから19ページにあるとおりで、18,900平方メートルの一時転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の14ページから15ページにあるとおり農用地区域内農地ではありますが、農地法施行令第11条第1項第1号の一時転用の例外許可事由にあたると思われまます。

一般基準につきましては、別添「調査書」の15ページから17ページにあるとおりで、本事業は、転用者が保有している資産と人員で行うため、新たな資金調達は発生いたしません。また、転用することによって、付近の農地に被害を及ぼすおそれはないと思われまます。

本件は、平成24年度から、同じ場所で利用されておりました、利用者数の延べ人数では、過去3ヵ年の実績で、平成30年度は雪不足の影響で1人、令和元年度は11人、令和2年度は感染症の影響等で9人の利用状況となっております。以上です。

議長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。久保委員から調査報告をお願いいたします。

9番 先日、昭和牧場のほうへ行って現地確認をしてまいりました。冬期間のみの一時転用ということで、また今年も使いたいということの事務局から説明があったとおりの内容でございます。以上です。

議長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第2項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は経営規模拡大に伴い、新たに農機具格納庫を建設するもので、用地の選定にあたり、現有宅地・施設用地内にはそのスペースがないため、効率よく営農できる本申請地に建設するものです。

申請地については、別添「調査書」の24ページから26ページにあるとおりで、874平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の20ページから21ページにあるとおり農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第5条第2項のただし書きの例外許可事由にあたると思われま

す。一般基準につきましては、「調査書」の21ページから23ページにあるとおりで、資力・信用力については、事業費相当額借入申込みの確認が成されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われま

議長 議案第6号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。

安田委員から調査報告をお願いいたします。

4番 10月13日に現地のほうを確認してまいりました。既存の格納庫では手狭になっているということで新たに宅地の西側に格納庫を建設するというご

ざいませ

議長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ

んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで

すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項について、申請のとおり許可することに決定

いたします。

続きまして、議案第6号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第3項朗読、説明)

本件につきましては、先ほどご審議いただきました議案第4号の関連案件になります。

申請地については、別添「調査書」の31ページから33ページにあるとおりで、82,466平方メートルの転用です。



立地基準につきましては、「調査書」の27ページから28ページにあるとおり甲種農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、町が策定する「音更町の農業の振興に関する計画」に従って行われる事業用施設の建設のため、農地法施行令第11条第1項第2号の例外許可事由にあたると思われまます。

一般基準につきましては、「調査書」の28ページから30ページにあるとおりで、資力・信用力については、金融機関から事業費相当額の残高証明書が提出されております。

また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われまます。

なお、本件は4ヘクタールを超えるため北海道知事決定案件となり、今回総会に諮り了解いただければ、北海道へ進達し、北海道から国への協議が行われます。あわせて、北海道農業会議への意見聴取を行います。以上です。

議長 議案第6号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 こちらは、事務局からの説明にありましたように、先ほどの議案第4号に関連しての案件で、先月の総会では農政課からの説明があり、町からの意見聴取に回答をしたものでございます。農業の振興や近隣に配慮して計画していると説明をいただいておりますので問題はないと思われまます。以上です。

議長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第7号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。  
事務局からの説明を求めまます。

事務局長 (議案第7号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の34ページから36ページのとおりであります。利用状況は雑種地となっております。以上です。

議長 議案第7号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
松川委員から調査報告をお願いいたします。

1番 11月3日に土地の所有者にお話を伺ってまいりました。道内に5つの牧場を持っていて肥育をメインとしている牧場をされております。現地には町内の牧場などに使う資材等が置いてあり雑木等もありままして、農地としての使用は難しいと判断いたし

ました。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第7号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の37ページから39ページのとおりであります。利用状況は、雑種地となっております。以上です。

議 長 議案第7号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。石王委員から調査報告をお願いいたします。

8 番 現地を確認してまいりました。「調査書」の39ページを見ていただければわかりますように、道の駅の国道を渡った東側の区画分譲された場所でございます。現状としては草が生えており非農地であることを確認してまいりました。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第8号第1項から第3項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第4項からご説明いたしますので、「議案書」14ページをご覧ください。

(議案第7号第4項及び第5項朗読、説明)

第1項から第5項につきましては、別添「調査書」40ページから41ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号第1項から第5項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第5項について、決定いたします。  
次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第9号第1項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第9号第1項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第9号第1項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定いたします。  
続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 (農用地利用調整委員の発表)

議長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんには、よろしく願いいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。

次に、議案第10号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんにつ

いて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第10号第1項から第4項朗読、説明）

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時から農地調整部会が開催されており、議案第10号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、士幌町のAさんからの貸借の申出につきまして、適格者といたしまして、今まで借りられていた、高倉地区のBさん（46歳）を選定いたしました。

第2項、南中新政地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、南中新政地区のDさん（40歳）を選定いたしました。

第3項、北進地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北進地区のFさん（47歳）、北進地区のGさんの後継者、Hさん（31歳）の2名を選定いたしました。

第4項、駒場西地区のIさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、瑞穂地区のJさん（47歳）を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第10号第1項から第4項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第10号第1項から第4項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 （あっせん委員の発表）

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和3年第11回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会 午後4時10分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和3年11月25日

議長 石川清光